

I 業務概要

1. 業務名 北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 北広島町まちづくり拠点施設
- (2) 敷地場所 北広島町有田 1234 番地他の一部
- (3) 施設用途 まちづくり拠点施設

3. 履行期間 契約締結の翌日から平成 31 年 2 月末日まで（この内検査期間として 10 日を見込んでいる。）
ただし、平成 31 年度予算要求のため、平成 30 年 11 月中旬までに概算工事費（根拠資料を含む）の提示を行うこと。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地面積 約 4,000 m²
- イ 用途地域及び 指定都市計画区域内（非線引区域）
地区の指定 第一種住居地域（建ぺい率 60% 容積率 200%）

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ床面積（計画面積） 約 1,800 m²
- イ 主要構造 本設計業務受託者と協議の上決定する。
- ウ 階数 問わない 分棟も差し支えない
- エ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - (ア) 構造体 II 類
 - (イ) 建築非構造部材 A 類
 - (ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- ア 工事費（予定）10 億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
建築本体工事費、各種設備工事費、外構工事費（駐車場最低 50 台を含む）、付帯工事費（電気・水道・下水道の接続等を含む）
敷地は 1m の嵩上げを予定しているが、この工事費は含まない。
- イ 工期（予定）平成 31 年度から平成 32 年度

(4) 設計の条件

- 設計と条件については、次の資料による。
- ・北広島町まちづくり拠点整備基本計画（平成 30 年 1 月策定）

(5) その他留意事項

- ア 地域交流ゾーン（建築予定地）は志路原川および冠川の浸水想定区域であり、まちづくり拠点施設は、避難施設となるため、1.0m 程度嵩上げを想定している。

(計画高：G L+1.0m)

イ コアゾーン（緑の広場）は地域交流ゾーンや商業ゾーンとのつながりを考慮して各ゾーン向けて、なだらかな傾斜等により、すり付けを想定している。

ウ 地域交流ゾーンへのメインアクセスは、町道下頼信3号線からを想定している。

エ 地域交流ゾーンは商業施設とのアクセスを考慮すること。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本計画書の作成（基本設計前の条件整理）

基本計画等を基に下記を作成し、基本設計前に町の承諾を受ける。

(ア) 土地利用計画（配置、アプローチ、駐車場、緑地、インフラ等）

(イ) 建築計画（平面、断面、構造、防災、環境、必要諸室の面積表）

(ウ) 設備計画（電気設備、機械設備概要、配電方式、照明、弱電、防災、熱源、換気、空調、衛生、その他各設備方式の比較）

(エ) 環境負荷低減計画（地中熱利用、太陽光発電、コジェネレーション、雨水利用、その他の概要及び検討）

(オ) BCP 計画（概要及び検討）

イ 基本設計

(ア) 建築（総合）基本設計に関する標準業務

(イ) 建築（構造）基本設計に関する標準業務

(ウ) 電気設備基本設計に関する標準業務

(エ) 機械設備基本設計に関する標準業務

ウ 実施設計

(ア) 建築（総合）実施設計に関する標準業務

(イ) 建築（構造）実施設計に関する標準業務

(ウ) 電気設備実施設計に関する標準業務

(エ) 機械設備実施設計に関する標準業務

一般業務の内容には、委託業務の履行に当たり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。）及び委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる各種の申請に用いる図書の作成及び工事費概算書の作成を含むものとする。

また、本事業に付帯する外構整備、駐車場などの設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、工事内訳書の作成）

(ア) 建築積算

(イ) 電気設備積算

(ウ) 機械設備積算

- イ 仮設計画図の作成
- ウ 概略工事工程表の作成
- エ 什器・備品の配置を含めた基本レイアウト計画の作成
- オ 透視図作成 (A2判、鳥瞰図、外観図、内観図 5枚以上)
- カ 住民・議会への説明会等に必要な資料の作成
- キ 地質調査
- ク 電波障害調査業務
- ケ 開発行為に関する事前協議手続き業務
- コ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務
(必要な各種協議、申請書等の作成、提出及び要領を含み、建築確認申請手数料等、手続きに必要な一切の費用を含む。)
- サ リサイクル計画書の作成
- シ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ス 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- セ 付帯倉庫・車庫の設計・積算業務
- ソ コスト縮減検討報告書の作成
- タ その他、本設計業務に必要な業務(発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。)

(3) 地質調査に関する業務

- ア 地質、層厚、N値の確認
 - (ア) 調査箇所：4箇所 (近隣施設の調査結果である1.8m/箇所を想定)
 - (イ) 支持層：N値50以上を3m以上確認(下部に軟弱層や圧密層を含まないこと)
- イ 液状化の判定
 - (ア) 調査箇所：2箇所
 - (イ) FL値(簡易検討、NGの地層を含む場合はPL値で判定)
 - ※M7.5 地盤最大加速度 150, 200, 350gal で確認
 - ※液状化判定の対象外の地層の場合は不要
- ウ 調査予定位置 別紙ボーリング想定位置図による。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 工法、材料及び設備等については、可能な限り特殊なものを選定せず、原則として同等品を認めるなど、コスト縮減に努めるものとする。
- エ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- オ 必要に応じて、関係機関との調整に協力する。

(2) 打ち合せ及び記録

打ち合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

ア 業務着手時

イ 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、以下の基準等を適用する。なお、各基準等の年版等については最新のものとする。

ア 共通

- (ア) 官庁施設の基本的性能基準
- (イ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ウ) 官庁施設の環境保全性基準
- (エ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (オ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (カ) 公共建築工事積算基準
- (キ) 公共建築工事共通費積算基準
- (ク) 公共建築工事業純短歌積算基準
- (ケ) 建築物解体工事共通仕様書
- (コ) 広島県福祉のまちづくり条例
- (サ) 建設副産物の手引き

イ 建築

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (イ) 建築工事設計図書作成基準
- (ウ) 建築設計基準
- (エ) 建築構造設計基準
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 擁壁設計標準図
- (キ) 構内舗装・排水設計基準

ウ 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (オ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (カ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (キ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (ク) 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- (ケ) 建築設備耐震設計・施工指針

オ 設備積算

(ア) 公共建築設備数量積算基準

(イ) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

(ウ) 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(4) 部分引渡しの指定及び履行期限

ア 部分引渡しの指定①（基本設計、地質調査成果物）

当該指定部分の履行期限（平成 年 月）

イ 部分引渡しの指定②（実施設計成果物のうち、工事発注に係るもの
[設計図書、積算資料等]

当該指定部分の履行期限（平成 年 月）

(5) 成果物の提出場所（北広島町教育委員会生涯学習課）

(6) 成果物の取扱いについて

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属する。

なお、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

3. 留意事項

(1) 説明会等への協力

ア 受注者は、作成した設計図書について庁内会議及び町議会等で合意を得るために、協力するものとする。

イ 受注者は、発注者の求めに応じて説明会等に出席し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。

ウ 上記ア及びイの会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(2) 本仕様には明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、受託者において充足するものとする。

4. 成果物、提出部数等

(1) 基本計画

成果物	部数	備考
基本計画報告書	2部	A 4
基本計画報告書電子データ	1式	
関係資料	2部	A 4
基本計画報告書電子データ	1式	

(2) 基本設計

成果物	部数	備考
ア 建築（総合）基本設計図 ・計画説明書 ・仕様概要書 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階）及び動線計画図 ・断面図 ・立面図（各面） ・矩形図（主要部詳細） ・外構図 ・工事費概算書 ・仮設計画概要書	1部	A 3 原図
イ 建築（構造）基本設計図 ・構造計画説明書 ・構造設計概要書 ・工事費概算書	3部 5部	A 3 製本 A 3 概要版
ウ 電気設備基本設計図 ・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書 ・工事費概算書		
エ 給排水衛生設備基本設計図 ・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 ・工事費概算書		
オ 空気調和・換気設備基本設計図 ・空気調和・換気設備計画説明書 ・空気調和・換気設備設計概要書		

・工事費概算書		
カ 昇降機等基本設計図 ・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概算書		
キ 概略工事工程表	1部	
ク コスト縮減検討資料	1部	
ケ 意匠検討資料（透視図等）	1部	鳥瞰図、外観、内観 各1枚
コ 基本設計図書に係る説明用資料	1部	
サ 各種技術資料	1部	
シ 打合せ記録簿	1部	
ス 電子成果品	2部	
セ その他監督員が必要と認めるもの	必要部数	

(注)

- : 建築（構造）の成果物は建築（総合）基本設計図の成果物の中に含めることができる。
- : 電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備及び昇降機等の成果物は建築（総合）基本設計図の成果物の中に含めることができる。
- : 建築（総合）の設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は電子データとしてCD-Rに収録し提出するものとする。
- : CADデータの保存形式等については、原則、DXFとする。
- : 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。
- : 成果物は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し納品する。

(3) 実施設計

成果物	部数	備考
<p>ア 建築（総合）設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物概要書 ・ 仕様書 ・ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 断面図 ・ 立面図（各階） ・ 矩形図 ・ 展開図 ・ 天井伏図（各階） ・ 平面図詳細図 ・ 部分詳細図（断面含む） ・ 建具配置図・建具表 ・ 外構図（駐車場・広場等含む） ・ 総合仮設計画書 ・ 建築関係法令チェックリスト ・ サイン計画図・設計図 ・ 什器・備品配置計画図等 	<p>1 部</p> <p>3 部</p> <p>3 部</p> <p>3 部</p>	<p>A 1 原図</p> <p>A 1 二つ折製本</p> <p>A 3 二つ折製本</p> <p>A 4 製本（稟議用）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書 ・ 積算数量算出書 ・ 内訳書単価根拠資料（見積比較表、見積書、材料カタログ等） ・ 各種計算・比較検討資料 	<p>3 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p>	<p>金入り（データ共）</p> <p>A 4 製本</p>
<p>イ 建築（構造図）設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 構造基準図 ・ 伏図（各階） ・ 軸組図 ・ 部材断面表 ・ 各部断面図 ・ 標準詳細図 ・ 各部詳細図 	<p>1 部</p> <p>3 部</p> <p>3 部</p> <p>3 部</p>	<p>A 1 原図</p> <p>A 1 二つ折製本</p> <p>A 3 二つ折製本</p> <p>A 4 製本（稟議用）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算書 ・ 地質調査図等 ・ 各種計算・比較検討資料 	<p>2 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p>	<p>A 4 製本</p>

ウ 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・電灯設備図 ・動力設備図 ・電熱設備図 ・雷保護設備図 ・受変電設備図 ・静止形電源設備図 ・発電設備図 ・構内情報通信網設備図 ・構内交換設備図 ・情報通信設備図 ・映像・音響設備図 ・拡声設備図 ・テレビ共同受信設備図 ・防犯・入退室管理設備図 ・火災報知設備図 ・中央監視制御設備図 ・防災行政無線 ・構内配電線路図 ・構内通信線路図 ・昇降機設備設計図 		
<ul style="list-style-type: none"> ・工事費内訳書 ・積算数量算出書 ・内訳書単価根拠資料（見積比較表、見積書、材料カタログ等） ・各種計算・比較検討資料 	3部 1部 1部 1部	A1 原図 A1 二つ折製本 A3 二つ折製本 A4 製本（稟議用） 金額入り（データ共） A4 製本

エ 給排水衛生設備設計図 ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・給排水衛生設備配管系統図・平面図 (各階) ・消火設備系統図・平面図 (各階) ・排水処理設備図 ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外整備図 ・工事費内訳書 ・積算数量算出書 ・内訳書単価根拠資料 (見積比較表、 見積書、材料カタログ等) ・各種計算・比較検討資料	1部 3部 3部 3部	A1 原図 A1 二つ折製本 A3 二つ折製本 A4 製本 (稟議用)
	3部 1部 1部 1部	金額入り (データ共) A4 製本
オ 空気調和・換気設備設計図 ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・空調設備系統図・平面図 (各階) ・換気設備系統図・平面図 (各階) ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・工事費内訳書 ・積算数量算出書 ・内訳書単価根拠資料 (見積比較表、 見積書、材料カタログ等) ・各種計算・比較検討資料	1部 3部 3部 3部	A1 原図 A1 二つ折製本 A3 二つ折製本 A4 製本 (稟議用)
	3部 1部 1部 1部	金額入り (データ共) A4 製本
カ 昇降機等設計図 ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・昇降機等平面図・断面図 ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・工事費内訳書	1部 3部 3部 3部	A1 原図 A1 二つ折製本 A3 二つ折製本 A4 製本 (稟議用)
	3部	金額入り (データ共)

・積算数量算出書 ・内訳書単価根拠資料（見積比較表、 見積書、材料カタログ等） ・各種計算・比較検討資料	1部 1部 1部	A4 製本
キ 関係法令等に基づく必要な各種申請 図書	必要部数	
ク 省エネルギー関係計算書	1部	
ケ リサイクル計画書	1部	
コ 基本レイアウト計画 (授記、備品等を含む)	1部	
サ 概略工事工程表	1部	
シ コスト縮減検討資料	1部	
ス 透視図	5部以上	
セ 広報説明用資料	1部	図面レイアウト、カラー等は協 議の上決定（電子データ共）
ソ 現況写真及び現地調査資料	1部	A4 製本 (写真及びデータ共)
タ 各種技術資料	1部	
チ 打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議を含む。
ツ 電子成果品	2部	電子メディアで提出
テ その他監督員が必要と認めるもの	必要部数	

(注)

- : 建築（構造）の成果物は建築（総合）実施設計図の成果物の中に入れることができる。
- : 電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備及び昇降機等の成果物は建築（総合）
実施設計図の成果物の中に入れることができる。
- : 建築（総合）の設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は電子データとしてCD-Rに収録し提出するものとする。
- : CADデータの保存形式等については、原則、DXFとする。
- : 成果物は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し納品する。

(4) 地質調査

成果物	部数	備考
ア 土質標本	1部	・容器に封入し、調査孔毎に蓋付箱に入れて提出する。
イ 調査報告書	2部	・容器は原則的に直径4.5cm程度、高さ9cm程度のプラスチック製とする。 ・報告書の大きさはA4版とし、表紙、背表紙に調査名称等を明記し、2部提出する。 (電子データ：PDFを含む。) ・配置図には、調査地点、番号、標高、基準点、地盤の高低差及び調査項目を明記する。 ・調査結果は、柱状図及び推定地層断面図を作成し、その説明と総合的な考察を記述する。 ・工事写真は、サービス版程度とし、係員の指示する箇所を撮影する。 ・柱状図を一枚にまとめたものを電子データ(CADデータ・DXF形式)にて提出する。

5. 添付資料

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図
- (4) ボーリング想定位置図・インフラ現況図
- (5) 既存施設平面図